

燕市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書

燕市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、双方が有する資源を有効に活用した協働の取り組みを推進することにより、地域社会の活性化及び燕市民の健康で安全・安心な暮らしの確保に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 燕市民の健康増進に関すること
- (2) スポーツの振興に関すること
- (3) 災害対策に関すること
- (4) その他、本協定の目的の達成に資すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じ、協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（協定の見直し）

第3条 甲及び乙いずれかが、本協定の内容変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うことができるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施に当たり、相手方から知り得た秘密情報について、第三者に開示・漏洩し、または本協定の目的外に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、本協定の終了後においても効力を有する。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による終了の意思表示がないときは、当該有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意を持って協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各々1通を保有するものとする。

令和3年 3月29日

甲 新潟県燕市吉田西太田1934番地
燕市長

鈴木 力

乙 埼玉県上尾市瓦葺929番地1
大塚製薬株式会社
大宮支店長

平川秀司